

## 医療介護総合確保法に基づく県計画について

医療・介護サービスの提供体制改革を推進するために創設した地域医療介護総合確保基金について、基金への積立財源となる国からの交付金を申請するために、毎年度県計画（基金事業の実施計画）を策定し、国からの交付決定を受けて、基金事業を実施している。

### 1 計画の基本的な考え方

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」に則り、利用者の視点に立って、切れ目のない医療、介護の提供体制を構築することを目指し、県内関係団体及び有識者等からの意見を踏まえ、県計画を策定する。

### 2 医療介護総合確保区域の設定

宮崎県における医療介護総合確保区域は、二次医療圏と同様、県内を下記の7つの区域に設定している。

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| ○宮崎東諸県（宮崎、国富、綾） | ○西都児湯（西都、高鍋、新富、西米良、木城、川南、都農） |
| ○日南串間（日南、串間）    | ○日向入郷（日向、門川、美郷、諸塙、椎葉）        |
| ○都城北諸県（都城、三股）   | ○延岡西臼杵（延岡、高千穂、日之影、五ヶ瀬）       |
| ○西諸（小林、えびの、高原）  |                              |

#### ※医療介護総合確保区域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件並びに医療機関の施設及び設備並びに介護施設等の整備の状況その他の条件から見て医療及び介護の総合的な確保の促進を図るべき区域

### 3 医療及び介護の総合的な確保に関する目標の設定等

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すると、これからの中高齢化社会に必要な医療及び介護の提供体制の確立や地域包括ケアシステムの推進が急務の課題である。そのため、各医療介護総合確保区域において、急性期の医療から在宅医療、介護の一連のサービス提供体制が適切に確保されるとともに、必要なサービスが切れ目なく提供されることが重要である。

このため、令和5年度県計画では以下の事項を目標とし、各種事業に取り組む。

※( )内は基金上の事業区分

#### ① ( I -1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・回復期病床への転換など病床機能等の分化・連携が必要なものを対象とした施設、設備の整備を支援することにより、地域医療構想に基づく医療提供体制の構築を図る。

#### ② ( I -2) 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する目標

- ・地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、病床数の減少を伴う統合をした関係医療機関に対し財政支援することにより、地域医療構想の実現に向けた取組の促進を図る。

### ③ (II) 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・在宅医療に関する研修等を実施し、在宅医療に従事する医師、歯科医師、看護師、薬剤師の育成を図る。
- ・訪問看護ステーションの設置促進や、在宅歯科医療を行う医療機関への設備整備などに対する支援を行い、在宅医療提供体制の整備を図る。

### ④ (III) 介護施設等の整備に関する目標

- ・第8期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備等を行う。

### ⑤ (IV) 医療従事者の確保に関する目標

- ・地域医療支援機構が実施する各種事業、宮崎大学医学部における寄附講座の設置等により、医師の養成、確保を図る。
- ・看護師養成所の運営、新人看護職員や特定行為の研修実施を支援する等により、看護師の養成、確保を図る。
- ・院内保育所及び女性医師相談窓口の運営支援、医療勤務改善環境支援センターの設置等により、医療従事者の就労環境の改善を図ることで、県内の医療従事者の確保を目指す。

### ⑥ (V) 介護従事者の確保に関する目標

- ・介護人材の確保は介護分野における重要課題の一つであり、新規人材を確保するとともに離職を防止するため、「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」の3つの視点から総合的な対策を講じることにより、介護サービスの提供に必要な介護人材の確保を目指す。
- ・認知症関連施策を集中的に実施し、様々な主体が認知症患者とその家族を支え、地域における認知症の状態に応じた適時適切な支援体制の構築を目指す。

### ⑦ (VI) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する目標

- ・勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を定める医療機関を支援することにより、勤務医の労働時間を短縮し、働き方改革の推進を図る。

## 4 事業評価の方法

事業評価にあたっては、地域医療構想や医療計画並びに介護保険事業支援計画の達成状況等との整合性を図ることを念頭に、宮崎県医療介護推進協議会及び宮崎県医療審議会の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しなどを行う。

## 5 令和5年度県提出計画（案）

基金区分	事業数（件）		事業費（千円）
	うち新規 ・改善		
①医療分 I－1	9	5	2,149,995
②医療分 I－2	1	0	239,400
③医療分 II	8	4	116,340
⑤医療分 IV	28	8	853,285
⑦医療分 VI	1	0	79,800
医療分 計	47	17	3,438,820
④介護分 III	3	0	1,693,563
⑥介護分 V	42	10	1,050,091
介護分 計	45	10	2,743,654
合 計	92	27	6,182,474

※基金計画上の分類になるため、県予算上の事業件数と一致しない  
また、過年度基金活用分も含む。

## 6 今後のスケジュール（予定）

- 10月末 都道府県計画及び交付金交付申請提出  
3月頃 交付決定